

## 世界人権宣言の六十年と日本国憲法

札幌学院大学法学部教授 伊藤雅康

世界人権宣言の採択日は、一九四八年十二月十日ですので、正確には六十年を一カ月ほど過ぎておりますが、六十年という数字は人生でも還暦と呼び、一つの節目とされます。これを機会に、ほぼ同じ頃に作られた日本国憲法とともに振り返ってみようと思いました。また、最近の格差問題、貧困問題を人権の視点で考える前の土俵づくりのつもりです。人権の保障にはどういう歴史があり、考えるべき事柄は何かをご理解いただければ幸いです。

ところで、この伊藤が何者かをお話ししたほうが、きょうの話の雰囲気をつかんでいただきやすいかと思えますので、これまでの研究上の関心について、まず述べさせていただきます。紹介にありましたように、私は労働者の経営参加権に関心を持っています。労働者の権利といいますと、ふつうは日本国憲法で保障されている勤労の権利や団結権、団体交渉権、争議権が憲法研究者の関心の向けどころですが、私の場合には、労働条件の問題も重要な問題ではあるけれども、労働者の生活にとって果たしてそれだけでいいのだろうかという思いが、大学院生の頃からありました。

## 会と人権 と社会科学 研究



私は最初に公表した論文の書き出しに、社会政策論の研究者である熊沢誠氏の著書に引用されたある労働者のコメントをもってきました。それは、「一人だけで残業を拒めば、あるいは一人だけでコンベア作業に怠業をもつてすれば、必ず仲間に仕事の負担がかかるからいけない」というものです。熊沢氏は、そこには「ある種の戦友愛」が感じられるとして、肯定的に引用しています。熊沢氏は、戦友愛と呼べるようなそういう気持ちの存在は、さしあたり資本にとって歓迎すべきものであるけれども、然るべき条件のもとでの闘争を支える連帯の基礎ともなるので、そうした労働者の心情を理論的にどう酌み取っていくかということが大切だと書かれています。

畑違いの私はそれを自分なりに受けとめて、企業で働く人たちの、自分の業務のあり方、その業務が社会にもたらす影響、その業務の内容を通して実現したいこと等に対するいろいろな思いを、どうにか労働者の権利論として酌み取っていけないか、ということを研究の最初の問題意識として持ちました。

一言でいいますと、「働きがい」というような言葉でくくることができる事柄です。

私がこのようなことを思った理由ですが、私の大学院生時代は一九八六年四月から一九九一年三月まで、バブル期とほぼ重なります。その経済的状况のよさが、経済的条件以外の問題に私が目を向けた

背景だったかもしれませんが、それよりも、私的な事柄ですが、私の両親が昭和二（一九二七）年と昭和六（一九三一）年の生まれで、私は幼いころから戦中や戦後すぐの頃の経済状況、生活ぶりについて聞く機会が多くありました。私に「社会的物心」がついた一九七〇年代は、高度経済成長が終焉した後の時期ですが、私には日本社会もそれなりに経済的な達成感を持っていたように思えました。そういう時代の雰囲気を受け止め方が、経済的条件よりも「働きがい」に関心をむけるきっかけになったのかなと思います。

ただ、大学院生時代がバブル期と重なったことは、違う意味で「働きがい」への関心を生みました。当時私が在籍していた大学院の教官や大学院生の中には、バブル期の日本企業の活動を見ながら、非常に乱暴な資本主義だと感じ、そういうものに対して何か言えないか、という議論をする人たちがいました。私も、ヨーロッパの企業は、同じ資本主義経済のもとであっても、もう少し公共心や節度があるのではないか、と思いました。日本でそうした節度ある企業活動を実現するとしたら、国がそのために「上からの規制」をすることも必要ですが、そのなかで働く人たちが企業の活動についての自分たちの考えを反映させながらの「下からの規制」ではどうかと考えはじめたことも、「働きがい」への関心とつながっていたと思います。

また当時は、一九八六年のチェルノブイリの原発事故などをきっかけに原発運動が盛んでしたし、環境問題に対する関心も高まって、それらからも企業のあり方が問われていたと思いますし、南北問題

についても、アフリカの飢餓問題などを初めとして、「南を搾取する北」として、先進資本主義のあり方が問われていたように思います。

そのなかで私自身は、フランスの制度に関心を持って研究を始めました。フランスの憲法では労働者の企業経営への参加権が規定されています。法律によつて、企業内に「企業委員会」という組織を作ることが決められていて、その委員長は使用者ですが、残りの委員はすべて従業員の選挙で選ばれます。従業員は、「ブルーカラー」層と「ホワイトカラー」層の労働者、中間管理職の二つの選挙人団に分かれ、それぞれの選挙人団の従業員数を根拠に委員数を定めて委員を選びます。その企業委員会は、企業状況や活動について情報提供を受ける、企業の方針変更について諮問を受ける、福利厚生事業を管理する、などの形で企業の活動に関与しています。そのようなことに関心をもつて研究をしてきました。

### 1. 世界人権宣言の採択と日本国憲法の制定

世界人権宣言の採択までの憲法の潮流は大きく二つに分けられます。一つは、一九一九年にドイツでつくられたワイマル憲法の流れをくむ資本主義諸国の憲法であり、もう一つが、一九一八年に旧ソ連でつくられた憲法を先駆けとする社会主義諸国の憲法です。

人権については、資本主義諸国の憲法は、人にならだれにでも保障される権利という近代当初の考え方を引き継ぐものでしたが、社会主義諸国の憲法は、社会主義体制になるまで搾取される立場にあつた

労働者や農民の権利という形で権利を定めました。また、資本主義諸国の憲法は、「自由」といつてもそれは抽象的に定められたものでしたが、社会主義諸国の憲法の場合には、その自由を裏づける物質的な条件、例えば、出版に必要な物質的な手段、集会に必要な場所や設備の提供、の保障までも国の責任としました。また社会主義諸国の憲法は、労働や生活にかかわる人権を詳細に規定しますが、資本主義諸国の憲法は、国民が社会主義を目指すほどに不満を募らせない程度に、社会権をそれなりに保障するにとどまりました。人権について、このように考え方の違う二つの流れがあるなかで、国際社会は世界人権宣言の制定に向かいます。

さて、一九四五年の国際連合憲章の中で、「人種、性、言語又は宗教による差別なく」人権を尊重することが規定されました。その国際連合憲章以前には、一九四一年にアメリカのルーズベルト大統領が、言論と表現の自由、信仰の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由の「四つの自由」を戦後の世界で尊重されるべきものとして提示し、それは、世界人権宣言の前文に受け継がれます。そして、一九四一年にルーズベルト大統領とイギリスのチャーチル首相が署名した「大西洋憲章」、一九四二年の連合国宣言でも、自由の保障が謳われます。そのような流れを受け、国際連合憲章の中に人権の尊重に関する規定が盛り込まれました。

国際連合には「経済社会理事会」という機関があり、そのもとに人権委員会が設置され、そこが戦後の国際社会における人権について定める章典の作成を検討する舞台となりました。検討する中では、章

典を大きく三つの部分に分けて定めることが決定されます。一つ目は、人権の具体的内容を明確にはするが、法的拘束力のない宣言という形のものです。二つ目は、人権の尊重を条約の形で各国に義務づける人権規約という形のもの、そして三つ目は、人権の国際的保障を与えるための実施措置、です。後に、一つ目が世界人権宣言に具体化し、二つ目が国際人権規約という形で実現され、三つ目は、それぞれの規約で定められていくこととなります。

ただ、同じ連合国として戦った国々の中でも、社会主義諸国と資本主義諸国の間では考え方が違い、世界人権宣言は「反対なし」で国連総会において採択されたものの、ソ連や東ヨーロッパ諸国といった社会主義諸国は、その採決を棄権しました。

成立した世界人権宣言は、前文と三十個の条文で構成され、その規定の三分の二近くを自由権に関する規定が占めます。これは、成立までの流れからすれば、社会主義諸国よりも資本主義諸国の考え方が強く反映したものと言つてよいかもしれません。この世界人権宣言は、前述の人権委員会の決定に沿つて、各国を縛るものではありませんが、その後の国際人権規約や、ヨーロッパ、アフリカ、アメリカといった各地域の基本的な人権条約に、基礎を与えるなど何らかの形で影響を与えた非常に重要な文書です。

その世界人権宣言とほぼ同じ時期の一九四六年に制定され、一九四七年に施行された日本国憲法の人権保障についても、ここでその特徴を三点ほど述べようと思います。

まず、人権条項の特徴ですが、ヨーロッパ諸国の憲法にはすでに十八世紀、十九世紀に登場していた、すべての人に保障される人権という定式の「近代的人権」、近代的人権とは、信教の自由、表現の自由などのように「○○の自由」という名前のものが典型ですが、それが定められ、それとともに、二十世紀になってワイマール憲法以降の憲法で定められるようになった社会権、すなわち生活や労働などの面でのさまざまな保障を国民が政府に求める権利についても日本国憲法は盛り込みました。二十五条に生存権、二十六条に教育を受ける権利、二十七条に勤労の権利、そして二十八条に労働基本権、労働三権という形で、現代的な人権を定めています。加えて、まだ他の国の憲法では登場していなかった平和的生存権を、日本の国民の権利という形ではなく、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を持つのだという形で、前文で決めました。

このように、日本国憲法はさまざまな種類の人権を一挙に決めましたが、それがその後、どういう人権の保障がまず優先されるべきなのか、何が大切なのか、についてのいろいろな意見の違いを生み出す、一つの背景にもなったかと思えます。

二つめに、政府が憲法の人権規定を守らない場合、日本国憲法の下で国民ができることは二つあり、その一つは、政治的なルートを通じて、国民の代表者として活動する人たちに、人権を保障するよう求めることです。そして、もう一つの手段が、実際に自分の権利が侵害されたと感じる人が、その権利を争う裁判の中で、政府の行為は憲法違反だと主張し、裁判所にそのことを宣告してもらおうという制度で

す。これを違憲審査制といいますが、日本国憲法は日本で初めてそれを導入しました。

三つめに、平和主義の「対国内的意義」についてです。憲法は平和主義を定めていますが、その後の現実には憲法が予定していたようにはならず、自衛隊という軍事組織がつくられ、その活動を展開するための法律が整備されるなど、少し違う方向に進んでいます。しかし、かりに日本国憲法が定めるとおり  
に現実が進行するとすれば…という話です。大日本帝国憲法では、軍隊が認められ、軍人についての権利制限の規定があり、また、実際に軍隊が活動をする場合に、通常の法律などの規定の効力を一時停止して、権限を行政にゆだねることを定める規定を置いたりして、市民の権利を制限することもできました。このように、軍隊の活動を認める場合には、それに伴う人権制限が想定されますが、日本国憲法の場合には、軍隊を認めていないので、それに伴う人権制限は定められていません。また、外国の例を見ると、軍事組織がある場合、その軍事組織が政府の転覆を凶ったりして、一時的にせよ人々の権利にとつて非常に抑圧的な体制をとることがあります。軍事組織がなければ、そういう不安もありません。従って、戦力を持たないという選択が人権に与える影響は非常に大きいと感じますので、日本国憲法の人権保障の特徴の三点目としてこのことに触れました。

## 2. 国際社会における人権保障の展開

次に、国際社会におけるその後の人権保障の展開を簡単にたどっていきます。

まず、世界人権宣言が採択された翌年の一九四九年に、国連の人権委員会によって国際人権規約の草案の作成作業が始まります。しかし、それでも社会主義諸国と資本主義諸国との間に意見の食い違いが出てきます。一言で言えば、社会主義諸国は社会権を重視し、資本主義諸国は自由権を重視するという対立です。社会主義諸国は社会権が人権の中核であると考えるのに対して、資本主義諸国の方では、さまざまな自由権が保障され、国民が政府の政策を批判して、それを変えさせる可能性があることが重要だ、と主張しました。そのなかで、国連は単一の条約をつくることを諦め、自由権に関する規約と社会権に関する規約に分けてつくることを決断しました。また、一九五〇年代半ば以降、従来植民地であった地域が独立国となり、その独立国が国連の中で発言権を持つようになると、今度はそういう国々が、経済的な基盤が弱い中で、社会権の実施の厳しい義務付けに反発の声を出すということになりました。

そういうさまざまな対立の中で、一九六六年に社会権規約と自由権規約という二つの国際人権規約が成立します。その二つの規約に共通する特徴の一つ目は、それぞれ非常に詳細に人権の内容を規定していることです。日本国憲法の人権の規定と比べると、一つ一つの条文が非常に長く、明示される内容も日本国憲法にはないものが存在します。共通する特徴の二つ目は、第一条で人民の自決権に言及していることです。世界人権宣言は自決権を定めませんでしたし、少数民族の権利についても言及していません。しかし、国際人権規約では、人民の自決権が確保されてこそ、それぞれの国内での人権の保障が十分になるとの観点から、これが非常に重視されています。また、世界人権宣言と違って、国際人権規約

は法的拘束力を有します。ただし、国際社会には制度的には絶大な権力を持つ唯一の国があるわけではなく、各国は対等な形で国連に加盟しています。ですから、人権規約で義務づけられたことを行っていない国に対し、たとえ国際連合の機関であっても強力な制裁をすることは大変難しく、緩やかな義務づけということになります。

次に、社会権規約と自由権規約の違いについてですが、まず、義務の履行について、社会権規約が、権利の完全な実現への漸進的な達成に向けて取り組む義務を定めるのに対し、自由権規約は、権利の尊重と確保の義務、即時実施義務を定めます。社会権規約の場合は、財政的なことを含めた新たな措置の実施が必要ですが、自由権規約の場合には、その内容の実現について、基本的には国が新しく何かをしなければならぬことはないのです、こうした違いが出てきます。二つ目に、両規約とも、締約国に定期的にその権利の実現状況について報告を提出することを求めています。報告提出以降の手続きに違いがあります。社会権規約では、報告を提出したら基本的にそれでおしまいです。自由権規約では、報告について自由権規約委員会が審査をして、必要があれば提出した国の政府に対して意見を述べることができます。あわせて、自由権規約では、同時に採択された「第一選択議定書」で、締約国に属する個人が自由権規約に定められている権利を侵害された場合に、国内で使える権利救済のための手段をすべて使った後であれば、国連に通報できることが定められ、自由権規約委員会がその審査を行うことになっています。

続いて国際人権規約の以降の人権に関する条約の展開を見て思うことですが、一つは、差別の問題や人身の自由に関する条約が数多くつくられており、近代以前に問題となった事柄がなお国際社会で重視されていることが印象的です。拷問等禁止条約は一九八七年になって発効したまだ新しい条約ですし、「対テロ戦争」下で収容された人たちに対する拷問や虐待の問題も、皆さんの記憶に新しいところかと思えます。余談となりますが、昨年からあらためて話題になっている小林多喜二氏の『蟹工船』について、私としては、小林氏の生涯とダブらせているのかもしれませんが、拷問を中心とする当時の捜査、取り調べのあり方の過酷さが非常に印象に残っています。私自身はたぶん拷問にはとても弱い人間で、そういうことをされるとすぐに何でもしやべってしまうと思うので、そういうことのない社会がいいと学生のころに思っていました。

二つ目に印象的なのは、具体的に規定された人間像に基づく条約、例えば、女性である、特定の人種に属している、障害者である、あるいは児童であるといったところに着目し、そういう人たちの人権を保障する条約が数多くつくられているということです。

それに対して、三点めですが、社会権の保障は、もちろん児童の権利条約や障害者の権利条約には福祉に関することも含まれますが、社会権の各領域をそれとして扱う個別条約が相対的に少ないという印象があります。さかのぼって、社会権規約を見ましても、たしかに労働に関するもので幾つか基本的なことが規定されていますが、生活に関しては、たとえば社会保障についての権利が、「この規約の締約国

は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める」という短い条文で定められていたり、相当な生活水準についての権利が、「相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の改善についてのすべての者の権利を認める」という形で定められているぐらいです。社会権規約自体もその内容はあまり豊富だとは言えないと感じられ、その後の人権条約の展開を見ても、社会権保障の困難ということを感じさせます。

ただ、その中で、四点めですが、人権保障機関が設けられてきているのは、非常にいいことだと思います。国連の中では、国際人権規約の起草などに携わった人権委員会が、二〇〇六年に人権理事会に格上げされました。その前になりますが、一九九三年に国際連合人権高等弁務官事務所が設立されています。司法機関としては、ヨーロッパや米州やアフリカの各地域の人権条約でそれぞれ、人権問題を扱う裁判所を設けています。人権条約実施機関としても、社会権規約、自由権規約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、拷問等禁止条約、児童の権利条約の六つについては、人権の状況について各国の政府から報告を求め、それを審査できるようになっています。先ほど社会権規約について、当初は提出された報告の審査がなかったことを紹介しましたが、一九八五年に社会権規約委員会がつくられ、報告の審査を行うようになりました。また、この六つの条約については、締約国の個人からの通報制度が徐々に整備されてきています。先ほどの自由権規約以外でも、人種差別撤廃、女子差別撤廃、拷問等禁止の各条約については、既に個人通報制度が存在し、昨年十二月には、社会権規約についても個人通報制度を

設けることが国連で決定されています。また、児童の権利条約についても、今国連で検討されている最中だということです。

さて、そのように人権条約が整備されてきた中で日本政府のかわり方ですが、一つは、条約の批准の際に、一〇〇%は実施できないことを示す「留保」というものを述べたり、国連の行う条文の解釈のままだと実施できないから、日本政府なりの解釈をします、という「解釈宣言」を行ったりすることがあります。例えば、社会権規約の批准に当たって日本政府は、中等教育における無償教育の漸進的導入について留保しています。そして、日本は公務員にストライキ権を認めていないので、ストライキ権の付与についても一定の分野について留保しています。また、人種差別撤廃条約の場合には、人種差別をおおるような表現を禁止し、そうした団体や活動への参加を犯罪とすることについて、日本政府は、表現の自由などの保障と抵触しない限度で認める、との留保をつけています。

それでは、留保や解釈宣言をつけないで批准すればいいかというと、簡単にそうとも言えなくて、なかには、条約の批准の際に、条約と抵触するから改正すべき法律があると専門家などから指摘されても、日本政府はそれをせずに批准することがあります。このような姿勢は、批准に対する誠実さや、その後の条約の実施についての真剣さを疑わせます。そういったことの方が、留保をし続けること以上に、もしかしたら問題かもしれません。

二つ目に、未批准条約の存在があります。インターネットの国連の人権高等弁務官事務所の公式サイ

トで主要な条約として掲げられているものの中でも、自由権規約の第一選択議定書、同じく自由権規約の死刑の廃止に関する第二選択議定書、ジェノサイド条約、反アパルトヘイト条約、女子差別撤廃条約の個人通報制度を定める選択議定書、拷問等禁止条約の個人通報制度を定める選択議定書、移住労働者の権利条約などが未批准です。そのサイトでは、各条約について各国の批准状況を見ることができますが、たくさん批准国が並んでいる中に日本がない、という状況です。もちろん、一つ一つについて批准できない事情があり、それに個別に言及しなければならぬのですが、そういう状況になっていること自体、一つの問題だろうと思います。

三つ目に、人権条約実施機関からの指摘への対応が、一言で言うとは誠実ではないという状況があります。これについては、後に改めて触れます。

四つ目に、日本国内の法の効力の序列のなかでは、条約というのは法律より効力が強いと学説は言っていますし、裁判所もそう考えているはずですが、裁判所は、裁判の当事者が事件に適用される法律についてこれこれの条約に違反していると主張しても、ほとんどきちんと審査しないことが問題だと指摘されています。また、九〇年代半ばに最高裁判所がたくさんの事件を扱っていて大変だということで、上告理由を制限する裁量上告制度が導入されました。そのことによって、条約違反も、必ず上告を受理しなければならないものではない、と位置づけられました。国際人権条約の国内実施ということでは、これも問題なのではないかと指摘されています。

### 3. 戦後日本における人権保障と人権論

さて、次に、現実の人権保障と人権についての語られ方がどのようなものであるかを述べたいと思います。

第一に、先ほど省略した人権条約実施機関からの指摘への日本政府の対応に関してです。政府からの報告に対して出される人権条約実施機関の見解をみますと、まず、そこで指摘されている人権問題の多様に目を惹かれます。そして、その指摘への対応が、一言で言うところ誠実ではないという状況があります。

例えば、日本政府の提出した報告に対する自由権規約委員会の見解について言えば、一番最近のものは、二〇〇八年十月に日本政府に対して示されたものです。その前は一九九八年ですから、十年前です。この一九九八年の見解は日本政府からの第四回報告に対してのもですが、自由権規約委員会は、第三回報告の検討の後に発せられた勧告が大部分履行されていないことを指摘しています。そして二〇〇八年の第五回報告に対する見解では、一九九八年の見解で述べられた勧告の多くが履行されていないと言っています。つまり、両方に見解に共通するのは、委員会が行った勧告に、日本政府はほとんど従っていないということで、そのことがいずれも見解の最初のほうで述べられています。

今回の第五回報告に対する見解は、全部で三十項目近くあるので、選びながら述べます。例えば、女性の雇用に関して、会社の中に総合職と一般職という二種の職種を設け、事実上女性が総合職を選べな

い状況に追い込むなどのことを「間接差別」と言いますが、日本政府はその防止のための効果的な措置をとることが求められています。また、死刑問題について、世論調査の結果いかんにかかわらず、締約国は死刑廃止を前向きに考慮し、国民に対して、必要があれば廃止が望ましいことを伝えるべきだ、と述べられています。そして、警察が容疑者の取り調べをする際、本来は拘留所に収容しなければならぬのに警察の施設に留置して取り調べなどを行うことについて、かねてから批判されているところですが、そういう制度の廃止も求められています。庇護申請をした外国人が本国に戻ると虐待などを受けるおそれがある場合の送還について明示的に禁止するための法改正も求められています。また、最近、市民運動家と公務員が、政府に批判的な内容のリーフレットを私人の郵便箱に配布したことがありました。これとの関係では、不法侵入についての法律や国家公務員法のもとで逮捕、起訴されたとの日本政府の報告について「懸念」を表明し、表現の自由、参政権に対する非合理的な制約を廃止すべきだ、と述べています。過去の例からしますと、今回のそれらの指摘も、次の第六回報告審査のときに、「履行されていない」と言われかねません。

そうしたことを含め、人権保障の現在をどう評価したらよいでしょう。政府の介入との関係で人権保障を見ると、一つは個人が自由にやりたい領域について、政府による妨害を排除することを求めること、もう一つは自分だけの力では何ともし難い領域について、政府がさまざまな施策に基づいて援助を行うよう求めること、その二つの柱で人権保障は説明されます。それぞれの人権がどちらの柱を基本とする

ものかを見ながら、それと照らし合わせて現実を見ていかなければならないわけです。しかし、実態としては、一方では、本来は政府からの妨害を排除することが基本になっているはずの自由の領域について、政府が法律でさまざまな制限を加えることが多いのではないかと問題が指摘されています。他方で、生活や労働などの場面で、政府がもつと積極的に行っている政策を展開すべきなのに、政府がそれを行っていない、あるいは不十分なのではないかと言われます。つまり、政府が出てくるべきではないところに政府が出てきて、出てくるべきところに出てこないという状況があるのです。

そういう現状ですが、過去の歴史を振り返ってみると、憲法で人権が定められるというのは、信教の自由が保障されていないから命を奪われた、あるいは人身の自由が保障されていないから拷問で殺されてしまう、という端的な例を含め、それまでの歴史の中でいろいろな苦しみを人々が味わう中で、何とかこれだけは政府に守ってほしいということを憲法で定めてきたのだと思います。その意味では、もともと人権は、秩序立って、順序よく、整理された形で、誰かが頭で考えてつくるといったものではありません。むしろ、一個一個は切実さの中で出てきたものなのです。

しかし他方で、実際に裁判などで理論的に権利の問題を争うときには、ただ現実の必要性からだけではなくて、その権利が保障されるべき理論的な根拠をきちんと出さなければなりません。そこで学説では、人権保障の根拠づけの理論についてのいろいろな議論を行います。それは必要な作業だと思いますが、一方で、現実の痛みがその理論の枠組みからこぼれてしまうのではないかと思えるものもあります。

そういう意味で非常に難しい作業をしているわけですが、ただ、先に述べたように、人権の保障の問題は、現実の歴史の中から生じた必要性というところで、多くの人々にその必要性を実感してもらうことが大切だと思います。ちなみに、最初のほうで、資本主義諸国が社会権を規定するようになった背景に、社会主義諸国の登場があると述べました。一九八九年以降の社会主義諸国の体制転換は、経済体制としての資本主義の勝利を示しているということがよく言われています。人権保障においても社会権の保障について政治の努力が弱まるという背景になったのではないかと考えますが、これについては問題提起にとどめたいと思います。

次に、人権について理論的にはどういうことが語られてきたかについて、大まかに述べます。まず、法律学の中というよりは、他の分野、あるいは一般の方々の中に、人権を突き放す議論が昔も今もあるように思います。それは、現実には権力を持つ人たちは、人権の保障を軽視して自分の好きなことをやりたいはずだから、憲法に人権が書かれていても当てにならないし、逆に、書かれていることよって、政府があたかも人権を保障しているかのような錯覚を与える、というような議論です。また、一九六〇年代に福祉国家論を政府が唱えたときに、かなりの批判が出ました。ここでは、国民生活全体にかかわっていくという姿勢で、自由権として国家の妨害が排除されている領域までも含めて、政府が関与しようとすることについても批判されましたが、同時に、福祉や労働、生活の場面で政府が何かやると言っても当てにはならない、現実を隠蔽する議論だ、との批判もありました。そこには、社会権が憲法に書

かれていても、現実には保障されるはずのないものだ、という突き放した認識があったかと思えます。ただ、法学を専攻する私としては、条文で規定されたのであれば、少なくとも形の上ではそれを守ると約束したことになるので、それを足がかりに少しでも現実を変えていくことが必要なのではないかと考え、右のような議論に対して距離を置く感じはあります。

それでは、人権の保障を実際に何とか形にしていこうということでの、法学の内部での議論について憲法学を中心に見ていきます。そもそも日本国憲法ができるまでは、自由権を中心とする近代的人権すら憲法では保障されていなかったため、少なくともまずは自由権に議論の主要な関心が行ったのはしかたがないことです。私も学生時代にたまたま法廷傍聴をしたこともあつて選挙運動の自由に関心を持ち、拷問問題から人身の自由に関心を持ったように、自由の確保という問題は非常に大切だと感じます。

さらに、多くの人は人権問題というときに、国が法律で自分の人権を侵害するということよりも、自分以外の私人―会社、労働組合、地域社会などですね―、つまり、社会の誰かが自分の人権を侵害することの方を切実な人権問題として認識し、それを解決する必要があると考えているのではないかと、思います。それについて憲法学でしている理論的作業、私人間効力論、基本権保護義務論などの名前だけをあげておきますが、そうした作業においても、どの人権に関する議論になっているかといえ、自由権に主眼をおきながらのものになっています。

他方で、社会権については、どうということが議論されてきたか。高校の社会学の教科書の中にも、「プ

「プログラム規定説」という言葉が出てきます。一言で言うと「プログラム規定説」は、社会権に関する規定は、もともと国会や内閣などの政治部門にそういうものを保障することを目標としなさいと命じたものであって、かりに社会権が保障されていないと思っても裁判では争えない、という考え方です。しかし、実際に生活に困っている人は、国会や内閣に法律をつくらせ、運用させることができないう中でそういう苦境に追い込まれているのだから、裁判所ぐらいは何とかその苦境を救ってくれないか、と思うでしょう。それに対して、裁判所が、それは裁判で争えないのです、と言ってしまっている状況はよくない、ということ、法律学のほうは一生懸命それを克服するための議論をしてきました。

そうしたことに多くの関心が集中していたなかで、フランスの歴史、思想に立ち返り、もちろん社会権の領域の事柄のなかには国家の政策によって実現すべきものがあり、人は政府にそれらのことを要求する権利があるけれども、それよりも中心となるのは、労働者や社会保障を受けている人たちなどの集団によって、原則として国家の介入を受けずに物事を決めて、それによって内容を充実させていく権利であるはずだ、ということが、約四十年前に「下からの社会権論」という形で唱えられました。私が関心を持っている労働者の企業経営への参加権も、フランスでこのような問題関心から自主的に自分を取り巻く問題を決めていくという発想で出てきているものです。

その後、労働分野、特に労働条件決定の基礎付けとして自己決定を援用する議論が二十年ぐらい前に出てきます。憲法十三条に基づいて、自分に関する事柄は自分で決定できるという権利である「自己決

定権」が保障されることは、憲法学ではそれ以前から言われていましたが、労働法学の分野から、労働条件の決定についても、その自己決定の理念を根拠に据えて考えることができるのではないかと、という問題提起がありました。また、近年、憲法学、社会保障法学のなかで、社会保障の権利についても自己決定または自律を根拠に据えようという議論が出されています。つまり、国家から何かしてもらおうという権利ということよりも、自分で決めていくということについての理論づけへの関心が続いているわけです。ただ最近、この傾向があたかもすべての人が自己決定できる状態にあるかのような前提での議論の立て方であるとして、自己決定できない状況にある人たちに對して、その人たちを自己決定できる状況に持つていくものとして社会権を考える必要があるのではないかと、との問題提起がされています。このような感じで、社会権についても少しずつ議論が展開しているという状況です。

#### 4. 人権保障をめぐる検討課題

そういう今までの人権条約の展開、日本の現実の人権保障のあり方、それをめぐる理論の動向を踏まえて、私なりに人権保障をめぐる検討のポイントだと思ふことをいくつか、午後の講演やシンポジウムの内容との関連も意識しつつ、述べたいと思います。午後のお話をお聞きになる際に頭の片隅においてもらえたら幸いです。

まず、人権主体をめぐるのですが、先ほど、国際条約の中で具体的に規定された人間像に基づく人権

条約が数多く作られていることを紹介しました。その具体的に規定された人間像に基づく人権を考える際に、ここでは、「くだからこそ」の人権が主張されているのか、それとも「くにも」の人権なのか、を意識すると見えてくるものがあると思います。

まず、マクロな視点で、具体的人間像に基づく人権の人間像相互間の区別を可能にします。「くだからこそ」の人権というのは、例えば児童、障害者などのカテゴリーの人たちに、その人たちが特別に困難な状況に陥っているからこそ人権を保障すべきだというものです。先に出てきた国際条約の種類でいえば、児童の権利条約、障害者の権利条約などはそういうものが中心になっていると思います。他方で、女子差別撤廃条約とか、人種差別撤廃条約については、そもそもその人たちは権利を奪われる根拠がないはずなのに、現実には奪われてしまっている、だから他の人たちに与えられている権利は、当然その人たちに「にも」与えられるべきだ、ということ、差別の撤廃、つまり、他の人とその人たちを分けている壁をどンドン取り払っていくことが中心になっていると思います。

ただ、それぞれの人権条約の中には、反対の要素が含まれているのも事実です。例えば、子どもの権利というときには、一方で、子どもは成長途上だから、子どもに「だからこそ」認められるべきものがあるのに対して、他方で、子どもも一人の人間である点では変わりはないのだから、例えば表現の自由、信教の自由は子ども「にも」ちゃんと認めるべきだ、とされるのがその例です。このように、子どもという一つのカテゴリーのなかで、保護を必要とする領域は何で、自律した者として扱うべき領域は何か、

という区分けをするミクロな視点も、この「くだからこそ」の人権、「くにも」の人権という区別が与えてくれると思います。

この区別はもう一つ、具体的に規定された人間像に基づく人権主張をする際に、その焦点をクリアにして、特に「くだからこそ」の部分の主張に力点を置くことで主張のインパクトを強めようとする際にも有用なのではないか、と思います。例えば、障害者の政治参加の権利の保障との関係で、立会演説会の復活を求める場合、立会演説会自体は、選挙区に立候補している複数の候補者が一堂に会して演説を行い、有権者は対比しながら候補者の意見を聞ける場であり、一般の有権者にとっても大変貴重な場であるので、その復活は一般の政治参加の権利の保障の問題として提起し、それとは別に、かつて立会演説会で手話通訳が付いていたこととの関連でこそ障害者の政治参加の権利の保障の問題として立会演説会の復活が重要なのだということを強調するために、選挙に関する演説などの機会に手話通訳や字幕、パソコンテイクなどを充実させることを主張し、その一環として、立会演説会という場がそういうことにふさわしいという語り方をするので、障害者の人権として主張することの意義がクリアになるのではないかと感じます。

それから、人権主体にかかわる二つめの問題として、集団も人権主体に組み入れることについてどう考えるかがあります。国際社会の中では、一九七〇年代以降、発展の権利をめぐる議論動向のなかで、人民や集団が権利主体の一つとされます。もちろん、国内人権の場合でも「法人の人権」論という議論

があります。ただ、権利論の中では、集団も国家と同じく個人を抑圧する可能性のある警戒すべき対象の一つとされるものなので、集団の権利を認めることで、果たして個人の権利、特に集団に属する個人の権利に影響はないかについて考えなければならず、慎重さを要する議論だと思えます。

次に、人権に対抗する「権力」の問題です。もともと憲法で人権を定めるとき、国家による妨害を排除し、あるいは国家に積極的な施策を求めるというように、国家権力との関係で構想するのが原点でした。しかし、現実には、大企業、大きな労働組合、大きな社会団体、あるいはマスメディアが、個人の権利を侵害することもあると認識されていて、社会的権力というものを想定しながら人権論を語ることも、一般的になってきました。そして、「どこまでのミクロ化」と書きましたが、問題の切実さについて共感するので、例に挙げて申しわけないのですが、例えば、「いじめ問題」が人権問題としてよく語られます。ただ、そこで人権侵害をすると想定されているのは、同級生、上級生あるいは下級生ということ、国家権力とか社会的権力というものに比べれば、その力はすごく小さいものです。どこまでの力関係の差を人権論は組み込んでいくべきなのか、それが検討課題になります。もちろん、いじめ問題は解決すべき問題である、ということについては、私も全く同意をすることがあります。

それとの関連で、国家への適正な役割配分という論点もあります。原点からすれば、国家自体が人権侵害をする最たるものであるわけですが、他方で、社会的権力による人権侵害の場合には、国家にその人権侵害を止めてもらわなければなりません。つまり、「国家は悪だから人々の生活の場面から撤退する

のが望ましい」ということではなくて、「どこに」、「どういう手段で」顔を出してもらうかを考えることが必要です。「健康」問題を例に考えますと、憲法は二十五条で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障を国に求め、二十五条の二項で「公衆衛生の向上及び増進」を国の責務としていて、健康について国に積極的な施策をさせようとしています。他方で、健康はその人個人の問題なので、自分の健康状態をどうするかを選択はその人に任せられるべきだ、という面もあつて、同じ健康問題でも国が責任を持つ領域と個人の選択にゆだねる領域があるわけです。

そのことは、わたしたちの構えという面から言えば、どこまでを人あるいは人々の間で自律的にものごとを処理する領域として確保し、どこを国の規制にゆだねる領域とするか、という話になります。例えば、俗悪な表現の典型例としてよく例に出されるポルノグラフィについて、無制限の流通を容認する意見は多分少なく、多くは国家規制か自主規制かで分かれると思うのです。つまり、国家による規制にゆだねるか、国がそれに乗じて余分な表現規制をするかもしれないので、社会の中で規制のあり方を考えていくか。少なくとも憲法学の中では、それは自主規制で対処していく問題と位置づけられてきたと思いますが、そういう問題に関心のある市民の方々の中からは、国家が規制すべき問題だとして俎上に上げられたりします。わたしたちが、どこまで自律の重み、大変さに耐えられるか、の問題と引き換えてもいいかもしれません。この間「規制緩和」が進行していた経済活動についても、企業の活動を社会が規制するたくまじさが問われていそうです。

他方で、国家による「規制」ではなく「助成」が行われる領域での「自律」と「助成」の関係は、社会権保障に関していえば、先ほど触れた「下からの社会権論」が関わってくるかと思えます。そして、人が物を考え、それを外へ発表する精神的活動については、基本的には国家が介入しない領域だと想定されていますが、現実には学問研究にも国の補助金が出され、あるいは集会をするために公共施設を使う場合もあるというように、精神的活動の分野にも国が保護者、助成者としてかかわってくるということを、私たちは当然のように受けとめています。そこでもどこを自律の領域として、どこを国に助けもらう領域とするかという線引きが必要になってきます。

次に、平等論と平等保障の問題です。特に雇用については、差別の禁止を推進することで、さまざまな問題に対応してきたと思えます。私が最近調べたヨーロッパの動向のなかでは、複雑に幾つもの種類に分かれている労働契約を一種類にしようという主張があります。私なりにまとめると、みんな期限付きでない契約にして、しかし、解雇は容易にできるようにし、しかし解雇された人への失業保障は手厚くして、雇用市場では転職しやすい環境をつくり、みんなに平等にそういう状況のもとで働いてもらうという構想です。それは、厳格な雇用保障を受ける正社員モデルを準拠点とし、多くの労働者の待遇をできるだけそこに近づけていこうとする従来の発想とは、かなり違う発想だと私には思えます。したがって、平等論でいける領域ももちろんありますが、他方で準拠点、準拠するモデルが消失する、あるいは変わってくると、平等保障の要求だけではだめです。最近、日本では、従来の終身雇用、年功序列モデ

ルへの批判が強まっているという印象があります。終身雇用というこれまでの準拠点が消されようとしている中で、しかし他方で雇用に関して困っている人たちがたくさんいる。その困っている人たちをどこに近づけるかという近づけどころがなくて困る状況になってきているのではないかと思います。

この平等保障の問題は、その欠落を「格差」と呼ぶ今風の言い方をすれば、その格差については国内的視点からだけでなく、従来から国際的視点からも考えられてきました。例えば、湾岸戦争が終わった後の日本がどうという国際貢献をすべきかの議論の中で、軍事的でない協力を語るべき、その一つに、外国人労働者の積極的な受け入れがあがっていたと思います。しかし、今の日本のこの雇用状況を従来のそういう主張と絡めて考えると、どのように調整しつつ答えを見つけていくのか、難しい段階に入っていると感じます。

それから最後になりますが、現在の状況に立ち向かうとき、社会を動かす主体をどう見定め、そのために保障すべき人権は何か、という問題も重要です。私は労働者の経営参加を研究する中で、労働組合は、いろいろな目的にすべて有効であるわけではないと感じています。例えば、労働組合が全国的な組織であることの必要性が語られますが、それは労働条件の、特に最低水準を定め、それを守っていくということでは非常に重要な指摘です。しかし他方で、それぞれの企業の中の職場文化、あるいはその企業活動のあり方に関しては、組合員かそうでないかの区別なく、その現場にいる人たちでその場に即して物事を考えていくほうがよいと思います。労働者である個人が何かとするとときに、その対象事項に

よって労働組合が有効な場合と、別の組織が有効な場合があるだろうと思います。最近の派遣切り問題の中では、「年越し派遣村」という団体の活動が、非常にクローズアップされましたし、日本労働弁護団の弁護士の方々の電話相談も報道されました。そうした豊かな活動もし人権論がサポートできなければ重大です。

また、もちろん私たちがそういう問題を知ることができるのは、マスメディアの報道によつてです。だから、一方で、マスメディアが取材方法、取材内容などで人の権利を侵害していると思える場面があり、しかし他方で、現実問題を考えるときの情報提供者としてマスメディアは非常に重要な役割を果たすこととなります。そういう意味で、表現の自由、報道の自由などの人権をもとにしながら、マスメディアのあり方を考えていくことが必要だろうと思います。

## おわりに

最後は時間がなくなり、やや急ぎ足で問題提起をいたしました。午後の講演、シンポジウムを聞くにあたってのウォーミングアップになつていれば幸いです。

どうもご清聴ありがとうございました。